

入湯税

概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客に対して課税される目的税です。

京都市では、次のとおり平成23年4月1日から入湯税を導入しています。

1 納税義務者

鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客

2 税率

- ① 宿泊客 1人1泊につき150円
- ② 日帰り客 1人1日につき100円

3 課税されない人

- ①小学生以下の方
- ②共同浴場又はいわゆる銭湯に入湯する方
- ③利用料金が1,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以下の施設に日帰りで入湯する方
※ 令和7年1月1日より、課税免除となる利用料金の基準を、現行の1,000円から1,500円に引き上げます。
- ④学校（大学等を除く。）の生徒等で、修学旅行その他学校行事に参加している方及びその引率の方
- ⑤医療提供施設において入湯する方

4 申告と納税

- 鉱泉浴場を経営されている方が特別徴収義務者として、特別徴収の方法により、入湯客から入湯税を徴収し、毎月末日までに、前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した納入申告書を提出するとともに、その申告した税額を京都市に納入していただくこととなっています。
- 次の場合にも申告が必要です。
 - ① 鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する前日までに、必要な事項を記入した経営申告書を提出してください。
 - ② 提出した経営申告書の内容に異動があったときは、直ちにその旨を記入した申告書を提出してください。
- ※ 特別徴収義務者（鉱泉浴場を経営されている方）は、入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から7年間保存してください。

（参考）入湯税の申告手続きについては、地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して、インターネットによる電子申告が可能です。詳しくは、電子申告・納税のページ（64ページ）をご覧ください。